

倉吉市不妊治療費助成金交付事業のお知らせ

倉吉市では、妊娠・出産を望むご夫婦の経済的負担を軽減することにより、安心して子どもを産み育てることができるように、体外受精及び顕微授精（以下、生殖補助医療という）のうち、保険適用外になる治療(※1)に要した費用の一部を助成します。

(※1)基本的な治療は全て保険適用になっていますが、治療内容により保険が適用されないものがあります。

倉吉市の助成は、鳥取県の助成への上乗せになりますので、**まずは鳥取県へ申請**してください。
*県の助成限度額以内の交付を受けた治療費は、市助成の対象外となりますのでご了承ください。

助成対象者

*次の(1~5)全てに該当する方 🍊🍋🍌

- 1: ご夫婦（事実婚含む）
- 2: 助成金の交付を申請する時において、「夫」若しくは「妻」のいずれか一方または両方が倉吉市に住所を有している
- 3: 医療保険の被保険者または被保険者の被扶養者
- 4: 鳥取県不妊治療費助成金交付の決定を受けている
- 5: 市税等の滞納がない

対象となる治療



令和8年4月1日以後に治療が終了した不妊治療

❌❌助成対象にならない治療❌❌

- ・ 卵胞が発育しないため又は排卵終了のため中止となったもの
- ・ 採卵準備中、体調不良等により中止となったもの

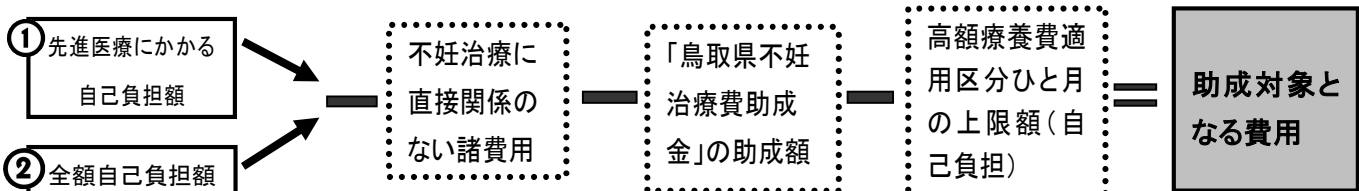
不妊検査のみ・着床前検査は助成対象外です。鳥取県にお問い合わせください。

助成内容

(表1 参照) 🌸

- ① 保険適用の診療と組み合わせられて実施された先進医療への助成
5万円（治療1回につき）を上限とする
- ② 自費診療（全額保険適用外）で実施された治療への助成
生殖補助医療に要した経費のうち助成対象となる費用に対し、10万円（治療1回につき）を上限として助成

【助成対象となる費用の考え方】(表1)



実施医療機関

日本産科婦人科学会ART登録医療機関（鳥取県）

医療機関名	住所	電話番号
タグチIVFレディースクリニック	鳥取市覚寺 63-3	0857-39-2121
鳥取県立中央病院	鳥取市江津 730	0857-26-2271
さくらレディースクリニック田園町	鳥取市田園町 2-155	0857-25-4103
医療法人社団ミオ・ファティリティ・クリニック	米子市車尾南 2-1-1	0859-35-5212
鳥取大学医学部附属病院	米子市西町 36-1	0859-38-6642
彦名レディスライフクリニック	米子市彦名町 2856-3	0859-29-0159

※県外の医療機関においても、登録されている医療機関であれば対象とします。

申請方法



「不妊治療費助成金交付申請書兼請求書」に添付書類を添えて提出してください。
・「鳥取県不妊治療費助成金」の申請書が2枚複写になっていますので、1枚目を県の助成金申請に使用し、2枚目を倉吉市の申請に使用してください。
(倉吉市のホームページからダウンロードもできます。)

添付書類



- (1) 鳥取県不妊治療助成金交付決定及び額の確定通知書の写し
- (2) 医療機関発行が発行した生殖補助医療・先進医療に係る領収書の写し
- (3) 振込先口座の通帳の写し（申請者名義の通帳）

申請期間



鳥取県不妊治療費交付決定及び額の確定通知日 ～3か月以内

県の交付決定通知書の通知日から3か月以内に市に申請してください。

(例) 県の交付決定通知日が令和8年7月10日の場合、市への提出期限は令和8年10月9日

●●申請先・お問合せ先●●

倉吉市子ども家庭センター すこやか支援係

電話：0858-27-0031

FAX：0858-22-8135

倉吉市堺町二丁目253番地1

(倉吉市役所 第2庁舎2階)

